特定非新規雇用者基礎数
（別表六(二十四)「21」）
対象移転型特定非新規雇用者基礎数
（別表六(二十四)「22」）

」

特定非新規雇用者基礎数
（別表六(二十三)「10」）
対象移転型特定非新規雇用者基礎数
（別表六(二十三)「15」）

」

定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（次号(2)において「令和５年旧措置法」という。）第66条の13第１項」を「同条」に、同第二号(2)中「第66条の13第１項」の次に「又は令和５年旧措置法第66条の13第１項」を加える。

別表十九の記載要領第四号中「の支出がある場合又は前連結事業年度に」を「又は」に、「前連結事業年度の」を「法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則」に改め、同第五号中「第３条の規定による改正前の法人税法第71条第１項第１号（中間申告）」を「附則第33条第１項（中間申告に関する経過措置）」に改める。

別表十九の二を削る。

別表十九の三の記載要領第四号中「別表一の三「6」」を「別表一の二「6」」に、「同表「29」」を「同表「26」」に改め、同表を別表十九の二とする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表十六(十)の記載要領第１号の改正規定（「ついて令」を「ついて令第139条の４（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）(法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号。以下この号において「平成30年改正令」という。）附則第14条第３項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は平成30年改正令第１条の規定による改正前の法人税法施行令」に、「法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）」を「平成30年改正令」に改め、「(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置)」を削る部分に限る。）は、令和五年十月１日から施行する。

2　改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式（新規則別表十九の二の書式を除く。）は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和五年四月１日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年旧法第十五条の二第１項に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新規則別表十九の二の書式は、外国法人の令和五年四月１日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用し、外国法人の同日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第三十五号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条第二項中「別表二付表三」を「別表二付表二」に改める。